



国市健第 0129004 号  
令和 3 年 1 月 29 日

国東市国民健康保険運営協議会  
会 長 有馬 孝 様

国東市長 三 河 明 史



国東市国民健康保険高額療養費貸付基金の廃止について（諮問）

国東市国民健康保険運営協議会規則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 128 号）第 4 条  
の規定により、下記事項について貴協議会に意見を求めます。

記

国東市国民健康保険高額療養費貸付基金条例及び関係規則の廃止について

## 1. 見直しの背景及び理由

高額療養費の支給を受けるまでの間、当該高額療養費の支払が困難な場合において、国東市国民健康保険高額療養費貸付基金条例（平成 18 年 3 月 31 日条例第 93 号）により、基金を設置し、費用の 9 割相当を貸付ける事業を実施してきました。

平成 14 年 10 月から、70 歳以上の方の入院医療費に係る高額療養費現物給付化が実施され、窓口支払いが自己負担限度額にとどめる事ができるようになりました。

平成 19 年 4 月から、70 歳未満の方についても入院医療費に係る高額療養費現物給付化が実施されました。

さらに、平成 24 年 4 月から、入院時以外に係る医療費についても高額療養費全てが現物給付化されました。このような制度拡充に伴い、著しく高額な医療費の自己負担額の支払に係る資金の貸付を必要とする状況が解消されました。

また、平成 22 年度以降は貸付実績がなく、基金による貸付の必要性及び基金設置の意義がなくなったと考えられることから、当該基金を廃止するものです。

## 2. 高額療養費貸付基金の会計処理について

基金残高 300 万円については、廃止後国民健康保険事業特別会計へ全額繰入します。なお、貸付金未収金の債権回収処理については平成 28 年度終了しました。

## 3. 高額療養費の現物給付化について

限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を市町村窓口へ交付申請し、その証を医療機関等窓口で提示することにより、現物給付化され自己負担限度額を超える医療費の一時支払が不要となります。

さらに、令和 3 年 3 月から、医療機関等窓口でマイナンバーカードまたは健康保険証の記号番号の活用により、健康保険証の資格や限度額認定証等の情報が、オンラインにより確認できるシステムの運用が開始されることとなります。これにより、限度額認定証等の提示を行わなくても、窓口での自己負担限度額以上の一時的な支払いが不要となります。（限度額認定証等の申請が不要となります）

今後、国は保険医療機関等におけるこのオンライン資格確認システムの導入を支援し、令和 5 年 3 月末までに、概ね全ての保険医療機関等での導入を目指しています。